

## 公告

### 南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第91条の規定により、公告する。

平成28年8月5日

南三陸町長 佐藤 仁

#### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 平成28年度地域資源ブランド化推進支援業務
- (2) 業務場所 南三陸町内
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成29年3月3日まで
- (4) 業務概要 南三陸町と南三陸の森・里・海資源に関わる事業者や有識者から構成される地域資源プラットフォーム設立準備委員会の運営支援等、及び、地域資源プラットフォーム賛同事業者等の人材育成支援等業務。
- (5) 支払条件 前金払、完成払の2回とする。

#### 2 入札参加資格

- (1) 宮城県内に本社、支店、営業所等（支店、営業所等の場合は、本社から委任を受け、南三陸町入札参加者として登録のこと。）のいずれかを有し、南三陸町財務規則の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 平成23年度以降に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）が発注した同種業務又は人材育成業務、まちづくりコンサルティング業務を受託し、完了した実績があること。
- (3) この業務の実施に必要な、会議、講座、ワークショップ等の企画・運営力、ファシリテーション技能、プレゼンテーション技能、文書作成技能等の能力・経験を持った従事者を専任で配置できること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
- (5) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間にあるものでないこと。
- (6) 南三陸町暴力団排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）第2条第4号ウに規定する者に該当しないものであること。

### 3 入札手続等

#### (1) 入札参加申請書類の交付等

##### ア 交付期間

平成28年8月5日（金）から同月15日（月）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

##### イ 交付場所

南三陸町企画課（地方創生・官民連携推進室）

#### (2) 設計図書の閲覧

##### ア 期間

平成28年8月5日（金）から同月19日（金）までの間の午前9時から午後4時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

##### イ 場所

南三陸町企画課前

##### ウ 質問

設計図書について質問がある場合は、備付けの質問書に記入し、平成28年8月12日（金）までに南三陸町企画課へ提出すること。

##### エ 回答

平成28年8月16日（火）午前9時から午後5時までの間、南三陸町企画課における閲覧による。

##### オ 設計図書等の交付

貸出しによる。ただし、貸出し時間は2時間以内とする。

#### (3) 入札執行の日時及び場所

##### ア 日時

平成28年8月22日（月）午後1時30分

##### イ 場所

南三陸町役場2階大会議室

### 4 入札参加者資格の承認申請

#### (1) 申請書類

入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる書類を正副2部（エを除く。）を持参により提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

##### ア 制限付き一般競争入札参加申請書

- イ 類似業務の実績調書
  - ウ 配置予定の専任者に関する調書
  - エ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（1通）
- (2) 受付期間及び場所
- ア 期間
- 平成28年8月8日（月）から同月15日（月）までの午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）
- イ 場所
- 南三陸町企画課
- (3) 入札参加資格審査の結果については、入札参加申請者に対し、申請のあった日から14日以内に通知する。
- (4) 入札参加有資格者と認められなかった者は、書面により、当該認められなかった理由の説明を求めることができる。

## 5 入札方法等

- (1) 電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。
- (2) 入札金額の記載に当たっては、入札書に記載した金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。

## 6 入札保証金

免除する。

## 7 入札の無効等

- (1) 正当な理由なく所定の時刻までに入札の会場に入らなかった者は、失格とする。
- (2) この公告に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札及び南三陸町財務規則第95条に該当した入札は、無効とする。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。

## 8 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札をした者とする。
- (2) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

## 9 契約保証金

落札者は、南三陸町財務規則第105条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第106条第1項の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除できるものであること。

## 10 その他

その他不明な点については、当町担当に照会すること。

南三陸町企画課 担当者 太齋

電話 0226-46-1371 (企画課直通)

FAX 0226-46-2672 (企画課フロア)